

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



ゴールデンウィーク中の
ごみ収集業務

5月1日(水)	2日(木)	3日(金)	6日(月)
プラスチックごみ 町内全域	不燃ごみ・資源 西條地区 ※城前田地区除く	可燃ごみ 町内全域 (特別実施)	可燃ごみ バス路線北側 (特別実施)

※その他の日は、今月のカレンダー
1(14・15ページ)でご確認ください。
さい。

問合せ先 役場 産業環境課
内線124・159

耐震シエルター整備費
補助制度を始めました

地震による木造住宅の倒壊から
高齢者・身体障がい者などの

生命を守るため、4月から耐震
シエルターの整備費に対する補
助制度を開始しました。
※耐震シエルターとは、建物内の
一部に木材などで頑丈な箱型
の空間(シエルター)を作り、安
全を確保するものです。



▲耐震シエルターの一例

対象 次のいずれかの方が居住
している世帯

- ・申請する年の年度末時点で年
齢が65歳以上の方
- ・身体障害者手帳、精神保健福
祉手帳、療育手帳のいずれかの
交付を受けた方

補助対象建築物

昭和56年5月31日以前に着工
した木造住宅で、町の無料耐震

診断の結果、判定値が1.0未満で
あること。

補助金額 耐震シエルター整備
費の半額(上限20万円)

その他 詳細はお問合せくださ
い。

問合せ先 役場 都市整備課
内線164

固定資産評価審査
委員会の委員が
再任されました



鈴木 和美 氏(西條)

任期 平成25年4月7日から3
年間

※固定資産評価審査委員会と
は、固定資産課税台帳に登録
された価格に関する不服を審
査決定する機関です。

民生委員・児童委員名簿

(平成25年1月1日現在)

担当地区	氏名
大辻 福島	服部 美恵子
島井	恒川 仁志
壱町田	川本 照夫
東町 西町	後藤 榮子
中之切 西之切	松葉 洋子
地内 南屋敷	水谷 勝代
城前田	櫻井 稔子
明治町	吉田 和光
花常西・東	前田 千鶴
花常北 福勢	吉田 和美
中島 馬島西・東	山田 恵子
大字三本木地区Ⅰ※	福田 ちえ子
Ⅱ※	緒方 仁子
Ⅲ※	服部 崇子
川崎 第2川崎	北川 美知子
西部 中部	加納 金子
東部	東川 隆
第2・3東部 大宮崎	今井 一洋
柳原	三輪 実千代
鎌須賀	石川 芳孝
八ツ屋西・東	川口 光子
長牧A	安井 道子
長牧B	三輪 勤子
東條南・北・東	山田 京子
北間島東	安井 宏
北間島西	濟田 美恵子
堀之内北	新井 玲子
堀之内南	谷口 ともみ
主任児童委員	

※大字三本木地区

- ・Ⅰ 三本木地内・主要地方道名古屋津島線バイパス南側
- ・Ⅱ 主要地方道名古屋津島線バイパス北側・花常三本木線東側
- ・Ⅲ 主要地方道名古屋津島線バイパス北側・花常三本木線西側

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立つて相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるものとされており、その職務は、住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるように必要に応じて生活状態を適切に把

握し、相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図るための活動を行っています。家庭関係や生活等での心配ごとがありましたら、ぜひ担当地区の民生委員・児童委員にご相談ください。

任期 平成22年12月1日～25年11月30日

問合せ先 役場 民生課

あなたの地区の
民生委員・児童委員を
紹介します

高額な外来診療を
受ける方へ

内線165・168

医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う自己負担額が1カ月単位で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する「高額療養費制度」があります。

入院時と同様に外来診療でも1カ所の医療機関等で限度額を超えている場合には、医療機関等の窓口で認定証などを提示すれば限度額を超える分を支払う必要はありません。また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取り扱いを受けることができます。

※2カ所以上の医療機関等の合計額が限度額を超える場合は、今までもおり高額療養費としてお返しします。

●認定証の交付手続き

・70歳未満の方および70歳以上の非課税世帯等の方

事前の手続きとして、医療機関に確認のうえ、加入する健康保険組合などに認定証の交付を申請してください。医療機関の窓口で交付された認定証を提示してください。

なお、保険税に未納がある方は交付されません。

・70歳以上で

非課税世帯等ではない方

事前の手続きは必要ありません。医療機関の窓口で高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証を提示してください。

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

新任教育委員を 紹介します

4月1日付で、平野香代子氏が教育委員(教育長)に就任されました。任期は平成28年9月30日までです。



平野 香代子 氏

4月1日付で、大竹正吾氏(西條)が教育委員に就任されました。任期は平成27年9月30日までです。



大竹 正吾 氏(西條)

防犯対策 センサーライト補助金

安全に安心して暮らせるまち

づくりを目的に、防犯対策として、住宅にセンサーライトを購入設置した方に対し、平成25年度も引き続き予算額(40万円)の範囲内で補助金を交付します。

対象 町内に住所を有する方(住民基本台帳に記載)で、平成25年4月1日から平成26年3月31日までにセンサーライトを購入設置した方

※補助の対象は1世帯につき1基を限度とします。

※昨年度以前に補助を受けた世帯は対象となりません。

補助金額 センサーライト購入設置金額の2分の1以内とし、20000円を限度額とします。

ただし、その額に1000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

申請方法 補助金の交付を申請しようとする方は、センサーライト設置完了後、平成26年3月末日までに次の書類を添えて申請してください。

- ・大治町防犯対策補助金交付申請書兼請求書
- ・領収書(購入品目や工事内容が確認できるもの)
- ・センサーライト設置前および

設置後の写真

- ・申請者の銀行口座が確認できるものおよび印鑑

※申請書は総務課窓口または町ホームページからダウンロードできます。

注意 センサーライトは人感等により自動で点灯および消灯する装置で、犯罪防止の効果があるものが補助対象となります。

申込・問合せ先 役場総務課
内線151

年1回特定健診を 必ず受診しましょう

近年、日本ではがん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病が増え続け、日本人の死因の6割、国民医療費の3割を占めています。これらの疾患の原因は意外と身近な生活習慣にあることが多いのです。

こうした生活習慣病の増加や医療費の増加を食い止めるため、メタボリックシンドロームに着目した「特定健診」と「特定保健指導」が行われています。

この機会に、生活習慣を見直

し、いつまでも健康な生活を送るためにも対象年齢の方は特定健診を必ず受けて、健康づくりに役立てましょう。

●40歳から75歳未満のすべての方が対象です

特定健診・特定保健指導の流れ

① 特定健診の受診

「特定健康診査受診券」が発行されますので、指定された健診機関で健診を受けます。

内臓脂肪の蓄積を調べるための腹囲やBMI測定のほか、血圧、血糖、血中脂質、肝機能など、メタボリックシンドロームの進行などをチェックする項目を検査します。また、問診では喫煙歴など生活習慣などに関する質問があります。

② 健診結果の通知

健診結果とメタボリックシンドロームの判定が通知されます。

③ 特定保健指導対象者の選定

特定健診の結果から、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームのリスク(腹囲、血糖、血圧、脂質)の数や年齢などを総合して、生活習慣改善の必要性に応じた特定保健指導対象者が選ばれます。(8ページ図

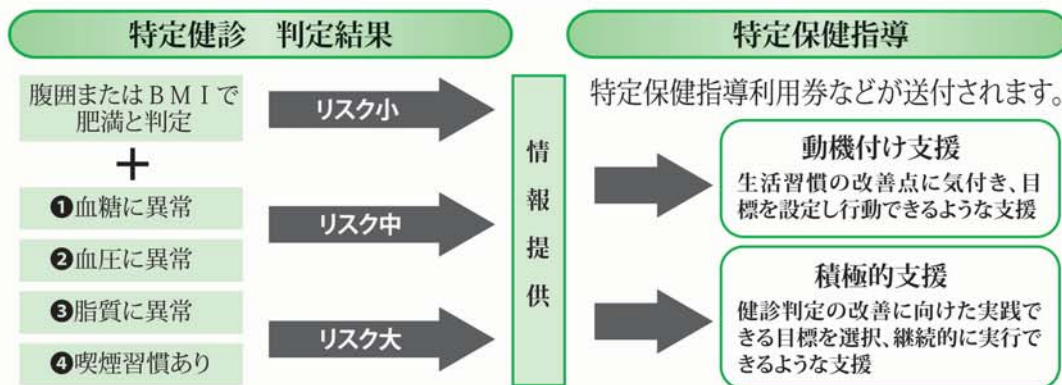
1 参照)

4 特定保健指導を受ける

特定保健指導の対象者となつたら、積極的に保健指導を受けて

特定保健指導の対象者は次のように選ばれます

図1



※医療機関への受診の必要性がある場合は「受診勧奨」と通知されます。

一般不妊治療費補助金

人工授精(健康保険適用分は除く)にかかった費用の半額(上限4万5千円)が補助されます。

対象

- ・夫および妻(夫+妻)の前年(平成24年分)の所得の合計額が730万円以下の夫婦
- ・夫婦またはどちらか一方が本町に住民登録がある方
- ・申請時点で法律上の婚姻をしている夫婦

申請期間

平成25年3月から平成26年2月に診療を受けた費用について、平成25年4月から平成26年3月までに申請してください。

※さかのぼって申請することはできません。

必要書類

医療機関の証明、戸籍謄本等が必要のため、取得に時間がかかる書類があります。あらかじめ書類を配布しますので保健センター健康館すこやかおはるまでお越しください。

注意

・領収書等に不備がある場合は、医療機関・薬局に照会すること

とがあります。

・当該医療費に対する他の法令等による給付を受けた費用、入院時食事療養費、文書料、個室料等治療に直接関係のない費用は該当しません。

・体外受精・顕微授精は、特定不妊治療費助成事業に該当する場合がありますので、左記へお問合せください。

津島保健所

☎0567(26)4137

・夫婦以外の第三者からの卵子・胚の提供による治療法は対象としません。

・補助期間は、補助を開始した診療日の属する月から継続する2年間までです。

・当該補助金申請に必要な証明書等に係る費用は、補助金の対象となりません。

※本事業に基づき県内の他市町村が行った補助期間もこれに含まれます。

問合せ先

保健センター健康館

☎(444)2714

産科医療補償制度

●産科医療補償制度とは

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

対象 平成21年1月1日以降に出生した児で、次の基準をすべて満たす場合、補償の対象となります。

- ・在胎週数33週以上で出生体重2000g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
- ・身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺
- ・先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺

※生後6カ月未満で亡くなられた場合は、補償の対象となりません。

申請期間 児の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで

問合せ先 産科医療補償制度専

用コールセンター

☎03(5800)2231

愛知県在宅重度障害者 手当制度が変わります

月額単価改正

愛知県在宅重度障害者手当の月額単価を、平成11年以降の全国消費者物価指数の変動を参考に、平成25年4月分手当から次表のとおり改定します。

種別ごとの月額単価

在宅重度 障害者手当	平成24年度 まで	平成25年度 から
1種	16,100円	15,500円 (▲600円)
2種	7,000円	6,750円 (▲250円)

支給要件改正

平成25年4月から愛知県在宅重度障害者手当の受給者の方が病院等に3カ月継続して入院された場合、手当を

受給できなくなります。

3カ月継続して入院された場合は、役場民生課で資格喪失の手続きをお願いします。

なお、平成25年3月31日以前から引き続き入院している方は、4月1日から3カ月を計算しますので、7月2日の時点で受給資格がなくなります。

その後、退院された場合は、役場民生課で認定申請手続きを行えば、再度、手当を受給することができます。

問合せ先 愛知県健康福祉部障害福祉課医療・給付グループ

☎(954)6291

役場民生課内線169・232

東日本大震災義援金に ご協力ありがとうございます

東日本大震災義援金については、皆様のご協力により

3,730,616円

(平成25年3月31日現在)

が集まりました。

皆さんの温かいお気持ちに厚くお礼申し上げます。

皆さんからお寄せいただいた

義援金は、日本赤十字社愛知県支部で取りまとめ、被災した都道府県へ速やかに送金し、被災市町村を通じて全額を被災された方々へお届けします。

なお、義援金は平成26年3月31日(月)まで受付が延長されましたので、引き続きご協力をお願いします。

問合せ先 日本赤十字社愛知県支部 大治町分区分(役場民生課内)

内線165

生活排水について 考えてみましょう

川や水路が汚れていると感じることはありませんか。水の汚れる原因にはさまざまな要因がありますが、私たちが排出する生活排水も主な要因の一つです。

自分一人くらいとっていて、もちろん積もれば山となります。食器に残っているマヨネーズやケチャップなど、わずかな量でも皆さんが毎日流していれば大変な量の汚れとなります。

特に単独処理浄化槽をお使い

の場合は、トイレの排水以外はそのまま排水されるため、合併処理浄化槽に比べて放流される汚れの量が何倍にもなります。

合併処理浄化槽をお使いの場合でも、適正に維持管理を行わないと浄化槽の機能が低下します。

・料理はちょうどよい量を作り、食べ残さないようにする。

・目の細かい三角コーナーを使ったり、水切りネットを使用し、できるだけ汚れを取り除く。

・適量以上の洗剤を使わない。
・料理で残った油は新聞紙などに染み込ませ、可燃ごみとして捨てる。

など、日々の生活の中で見直せることはたくさんあります。

この機会に生活排水について見直してみませんか。

問合せ先 役場 産業環境課

内線124・159

庭木の

消毒作業について

6・8月実施の予約を受け付けます。ご希望の方はお問合せください。

注意 天候により作業日が変更になる場合があります。

効率的にまとめて作業するため、作業日の指定はご遠慮願います。

申込・問合せ先 シルバー人材センター ☎(443)1680

生活福祉資金貸付制度

この制度は、他の資金の借り入れが困難な低所得の方や障がい者の方、介護の必要な高齢者の方がある世帯、または失業者の方などにご利用いただける貸付制度です。

※貸付には審査があります。必ず借り入れできるものではありません。

貸付資金の種類

総合支援資金

生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費

福祉資金

福祉費・緊急小口資金

教育支援資金

教育支援費・就学支度金

不動産担保型生活資金

一般世帯向け・要保護世帯向け

連帯保証人 原則1名必要

※いなくても貸付は可能です。

利子 連帯保証人がいれば無利子、いなければ1.5%

※緊急小口資金・教育支援資金は無利子です。

社会福祉協議会または担当地区民生委員までお問合せください。

問合せ先 社会福祉協議会 ☎(442)0990

身に付けよう応急手当 普通救命講習Ⅰ

とき 5月26日(日)午後1時～4時

ところ 海部東部消防組合消防本部 講堂

対象 大治町・あま市に在住または在勤の方で満15歳以上の方

内容

・成人に対するAEDを用いた心肺蘇生法

・大出血時の止血法

定員 15名

費用 無料

受付期間 5月6日(月)～19日(日)

申込場所 海部東部消防組合消防本部・消防署・北分署・南分署

申込方法 普及講習受講申請書で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署または海部東部消防本部ホームページからダウンロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申し込みの受付はできません。

問合せ先 海部東部消防組合消防本部 消防課 ☎(442)1605

HP <http://www.amatobu-119.jp/>

募集



町職員

平成26年度採用の職員を次の要領で募集します。

採用予定人員 事務職若干名

事務職(土木技師)若干名

事務職(障がい者対象)1名

受験資格

・事務職 昭和63年4月2日以後

降に生まれた者で、四年制大学以上を卒業した者または平成26年3月までに卒業見込みの者

・事務職（土木技師） 昭和63年

4月2日以降に生まれた者で、四年制大学以上を卒業した者または平成26年3月までに卒業見込みの者で、土木課程を履修した者

・事務職（障がい者対象）

昭和63年4月2日以降に生まれた者で、四年制大学以上を卒業した者または平成26年3月までに卒業見込みの者で、身体障害者手帳を所持しており、自力による通勤および職務遂行が可能で、かつ活字印刷文による出題に対応できる者

※日本国籍を有しない者は、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職に就くことができません。

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者は受験できません。

試験方法

●第1次試験

教養試験および職場適応性検査

●第2次試験

（第1次試験合格者のみ）

論文試験、口述試験および集団討論

申込方法

役場所定の申込書を総務課窓口へ提出してください。

※郵送による申し込みも可能ですが、受験票を送付するための返信用封筒（宛先記入・80円切手貼付のこと）を同封してください。申込書は町ホームページからもダウンロードできます。

受付期間

6月3日（月）～21日（金）※土日を除く

※郵送の場合は、21日（金）必着とします。

試験期日

・第1次試験 7月28日（日）

・第2次試験 8月中旬から下旬にかけて指定する3日間（予定）

給与

・初任給（平成25年4月1日現在）
大学卒 17万2200円

※給与改定等により変更になる場合や最終学歴、職歴に応じて変更になる場合があります。

※このほか、地域手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当等の諸手当が条件に応じて支給され、また、6月・

12月には期末・勤勉手当が支給されます。

問合せ先

役場総務課
内線150・162

第22回菊花展出展者

11月に開催する菊花展の参加者を募集します。

初心者の方でも分かりやすく菊を育成できるよう、盆栽クラブ員の皆さんから親切に教わるることができます。

ご自分で大輪の菊を咲かせてみませんか。

出展を希望される方は申込期間内に受付をし、講習会で出展用の菊の苗をお受け取りください。

対象 町内在住・在勤の方

申込期間 5月8日（水）～24日（金）

（金）

参加費 無料

定員 先着50名

講習会

とき 5月26日（日）午前9時

ところ 公民館南玄関

申込・問合せ先 公民館内 社会教育課 ☎（443）2671

※電話による申込不可

5・6月は会員入会強調月間です 社会福祉協議会会員

会費（一口）

・個人会員 1000円
・法人会員 10000円

入会方法

・本会窓口または役場民生課窓口へお申し込みください。
・町内の金融機関からお振込みいただけます。

Q. 社会福祉協議会って

どんなところ？

A. 地域福祉をはじめ、ボランティアや保健・医療・福祉などの関係者、行政機関の協力を得て、「だれもが暮らしやすい町」を目指す民間の団体（社会福祉法人）です。

※本会の趣旨をご理解いただき、ぜひご入会ください。

問合せ先 社会福祉協議会

☎（442）0990

消防職員

大治町およびあま市を管轄区域とする海部東部消防組合消防

本部では、平成26年度採用の職員(消防史員)を次の要領で募集します。

採用予定人員 若干名

受験資格

- ・年齢 昭和63年4月2日以降に生まれた方
- ・学歴 大学または短大を卒業した方(平成26年3月までに卒業見込みの方を含む)
- ・身体要件 健康な方(消防職員として身体的適性を有する方)

その他 詳細は、受験申込書類およびホームページでご確認ください。

申込期間 6月3日(月)～14日(金)午前8時30分～午後5時15分※土日を除く

※郵送による申し込みの受付は行いません。

提出書類

- ・受験申込書(受験票含む)
- ・身体検査書
- ・履歴書

※すべて所定用紙となっています

ので、当消防本部・消防署および北・南分署にきてください。なお、ホームページからもダウンロードできます。

一次試験日 7月28日(日)

試験内容 教養試験・作文試験・適性検査・体力測定

問合せ先 海部東部消防組合消防本部総務課

☎(442)0624

HP <http://www.amatobu-119.jp/>

※電話でのお問合せは平日の午前8時30分～午後5時15分にお願ひします。

ボーイスカウト説明会を開催します

ボーイスカウトの活動や組織、費用についてよく分からないと思われる方が多数見えます。当団では組織、活動内容、費用などをご説明し、皆さんのボーイスカウトへの理解を深めていただくとともに入団をお待ちしています。

とき 5月12日(日)午前10時～11時

ところ ハツ屋防災コミュニティセンター

問合せ先 ビーバー隊長今井

☎(432)1333

※午後6時から8時の間にご連絡をお願ひします。

お願い



温水プール閉鎖に伴う
利用券の払い戻し手続き
を終了します

温水プール利用券(回数券)の払い戻し手続きは、平成25年7月2日(火)をもって終了します。お手元をお持ちの方は、温水プール利用券(回数券)と印鑑をご持参のうえ、お早めにスポーツセンターまでご来館いただきますようお願いいたします。

問合せ先 スポーツセンター
☎(443)7077

赤十字社資にご協力お願いします

毎年皆さんからお寄せいただく赤十字の「社資」は、災害救護や医療活動など人命を守り救うため、幅広い活動の事業資金として運用されています。

今年も5月に社資の募集を行います。

相談



います。赤十字事業の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

問合せ先 役場民生課
内線165

行政相談委員に 吉田ヒサ子氏再委嘱

本町の行政相談委員に、総務省から吉田ヒサ子氏が再委嘱されました。

任期 平成25年4月1日～27年3月31日



吉田 ヒサ子 氏

行政相談委員は、国などの仕事に対する苦情、要望、意見を伺い、中立・公平な立場で相談者に助言したり、関係機関に相談内

容を連絡する等により問題解決に当たるものです。

相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

●行政相談日

とき 毎月第2火曜日(第2火曜日が祝日または公民館休館日の場合は、公民館の翌開館日)午後1時～3時

ところ 公民館

問合せ先 役場 総務課

内線150

消費生活相談窓口

電話による強引な押し売りや頼んでもいない商品が届いたことはありませんか。商品やサービスの多様化によって、事業者と消費者の間で悪徳商法、多重債務などのトラブルが発生しています。

町では、そのような被害を未然に防ぐため、月に1回専門の相談員を配置し、問題解決のため助言などを行う消費生活相談窓口を開設しています。少しでも不安に感じたら、ひとりで悩まずに窓口をご利用ください。早めの相談が被害拡大を防ぎます。

とき 5月15日(水)午後1時30分～午後4時30分(受付終了午後4時)

※毎月第3水曜日に開催しています。

ところ 役場 2階旧保健センター

相談料 無料

申込方法 来庁または電話

申込・問合せ先 役場 産業環境課

内線159

スポーツ



スポーツ大会開催

町民バレーボール大会

とき 6月16日(日)午前9時開会

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で中学生以上の方

部門

・男子の部(6人制)

15名以内(選手12名以内)

・女子の部(9人制)

15名以内(選手12名以内)

※男女とも監督、コーチ、マネー

ジャーは成人に限る。

参加費(傷害保険料を含む)

・中学生 100円

・一般 200円

抽選・代表者会 6月8日(土)

午後7時スポーツセンター

持ち物 体育館シューズ

申込期間 5月13日(月)～6月3日(月)

申込・問合せ先 スポーツセンター

☎(443)7077

※大会開催中の傷害については応急手当をしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

催し



第3回 保健推進員主催

ウォーキング大会

～新川沿いをゆったり

歩くコース～

とき 6月4日(火)午前9時～10時30分 ※雨天中止

集合場所 八ッ屋防災コミュニ

ティセンター ※お車でのお越しはご遠慮ください。

対象 一般成人

定員 30名程度

参加費 100円(25年度に初めて参加する方のみ)

持ち物 タオル、帽子、飲み物、動きやすい服装

申込期限 5月29日(水)

申込・問合せ先 保健センター

健康館すこやかおはる

☎(444)2714

人権を理解する作品コンクール 優秀作品展示会

平成24年12月に「人権週間」行事の一環として、小中学生の皆さんを対象に行った人権を理解する作品コンクールの優秀作品の展示会を開催します。

とき 6月1日(土)～29日(土)

ところ 総合福祉センター

展示作品 ポスター、書道、標語

問合せ先 役場 民生課

内線165・168